



白 井 市
消 費 生 活 セ ン タ ー
だ よ り

発行元：白井市消費生活センター
(市民環境経済部産業振興課)
TEL：047-492-1111 (代表)

《新生活に忍び寄る魔の手…巧みな勧誘に気をつけて！》

生活スタイルが変わる人も多いこの時期。さまざまな手続きが重なり、ご多忙の方も多いのではないのでしょうか。

そんななか、**臨時の点検**や**割安の契約**などとうたい**突然訪問する**手口により、高額な費用請求をされたという相談が寄せられています。

＜屋根点検→点検箇所を壊された！？＞ ＜電気代の確認→知らないうちに契約変更！？＞

近所で工事しているという業者が突然来訪し、「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に上って点検する」と言うので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、そのままにしておけないと思い、約 30 万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらったと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。(60 歳代 女性)

4 月から大学生になり、賃貸マンションで一人暮らしをしている。1 週間前、訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンション住民の皆さんからお願している」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、疑うことなく指示に従った。その後、ネットの口コミで、検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されると知った。名刺は渡されず、事業者名は忘れた。書面は受け取っておらず検針票を見せただけで、契約変更するつもりはないので、対処法を教えてください。(10 歳代 男性)



(引用元:国民生活センター 発表情報、みまもり新鮮情報)

突然自宅に訪問し、契約者の不安や期待をあおって様々な契約をしようとする手口があります。高齢者を狙った訪問販売契約のほか、特に 3 月～6 月は、一人暮らしなど新生活を始めた若者を狙った訪問販売に関するトラブルも増える傾向にあります。突然の訪問で点検や勧誘を受けた場合は、以下の 4 点に気を付け、トラブル防止を図りましょう。

参考：屋根工事の点検商法に関する
国民生活センターへの相談件数
令和 4 年度 2,885 件
平成 30 年度 923 件 **約 3 倍!**

1. その場で契約せず、訪問してきた事業者名や連絡先、契約内容をしっかり確認する！
2. 個人情報も聞かれても、安易に伝えない！
(検針票などは契約の切り替えに悪用されてしまうことも)
3. クーリング・オフなどができる場合もあります。
(クーリング・オフについては裏面へ)
4. 少しでも不安に思ったら、すぐに消費生活センターまで相談を！



出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。講師（相談員）の派遣は無料です。内容や日時・場所についてはご相談ください。

【問】産業振興課 401-4641 (直通)



クーリング・オフのきまり～困ったときの手続きについて～



クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりすることができる制度です。

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引、期間、申し込み方法

販売方法	申し込み期間 ※契約書面の交付日を1日目とする	申し込み方法
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む) 電話勧誘販売 特定継続的役務提供 (エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) 訪問購入 (業者が消費者の自宅などを訪ねて、商品の買取りを行うもの)	8日間	事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフの通知を発送した日を記載し、期間内に以下の方法で行う。 ・書面(はがき可) ・FAX ・電磁的記録 2022年度法改正により追加 (電子メール、USBメモリ等の記録媒体、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォームなど) ※送付の事象が分かるよう、書面の場合は両面をコピーした上で、 特定記録郵便 または 簡易書留 など記録が残る方法を使用しましょう。電磁的記録も同様で、通知する内容や送信したメール、ウェブサイト上の画面のスクリーンショットなどを保存しておきましょう。
連鎖販売取引 業務提供誘因販売取引 (内職商法、モニター商法など)	20日	

※上記の販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフができない場合があります。

また、クーリング・オフ期限を過ぎても、条件によって契約を取り消しできる場合もあります。

※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。(返品についての規定や特約などが適用されます)

今からできる！悪質なセールスの見きわめ方法

国民生活センターに寄せられた相談の中から、よくある勧誘方法を紹介します。



「近所を回っているのでご挨拶で伺った」→「せっかくなので**無料で**点検させてほしい」
(屋根・ガス管・水道・電気配線など)

「新生活を始めた方**だけ**に伺っている」→「アパートの**住人全員**にお願いしている」
(ガス・電気・ネット回線など)

親切心につけこんで(せっかくなら)と思わせる。もともとの説明と矛盾が生じることもある。

注意!

「現状確認のため、いまの**契約書類/検針票**を確認させてほしい」

悪質な業者の場合、顧客番号などの契約情報を悪用され、**勝手に契約変更**される可能性も!

家のお悩みなどは引っ越し時に契約した事業者や大家さんに相談したり、複数の会社に見積もりを立てたりして、それが本当に適正なものか確かめてから契約するようにしましょう。

しまった、困ったと感じたら、白井市消費生活センターまでご相談ください。

白井市消費生活センターのご案内

相談日:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談時間:10:00～12:00、13:00～16:00

場所:白井市役所 本庁舎2階

電話:047-492-1111(代表)

※当日の相談状況や天候、相談員の体調不良などにより、ご相談を即時に受けられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

毎月「広報しろい」15日号に消費生活コラム「はい!消費生活センターです」を掲載中!

※紙面の都合上、次号掲載となる場合があります。

